

平成23年秋季全国火災予防運動

実施期間 11月9日(水)～15日(火)

「消したはず 決めつけないで もう一度」

秋季火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、一人一人が防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することによって、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。

平成22年中における葉山町の出火件数は12件で、前年より7件増加しています。原因別にみると、「電気製品（配線等）」、「こんろ」、「火遊び」、「たばこ」、「ストーブ」などとなっていて、電気製品（配線等）からの出火が増えています。日頃から電気製品や配線器具の点検をしましょう。

もしも火災が起きたら

消火器で初期消火！

これからの季節は空気が乾燥し、気温も低くなり、暖房機器等を使用する機会も増えてくるので、より一層火気の取扱いには注意してください。

火災発見後の数分間がその被害の大小を決める重要なポイントとなります。火災の延焼拡大を阻止するには、初期の段階で的確に消火をすることが大切です。消火器は初期消火に有効な力を発揮し、消火効果が十分に得られますので落ち着いて使用しましょう。

《消火器の種類》

消火器には、住宅用消火器や業務用消火器などがあります。一般のご家庭には、住宅用消火器をお勧めします。



《住宅用消火器》

一般住宅からの火災を対象にした小型で軽量の消火器です。本体の色はベージュやグリーンなどいろいろあります。また、この消火器の薬剤は、粉末と液化液の両タイプがあります。なお、消火器の使用期限は、取扱説明書・消火器本体に貼られているシールに表示されています。使用期限の過ぎている消火器は交換してください。




《消火器の使用上の注意》

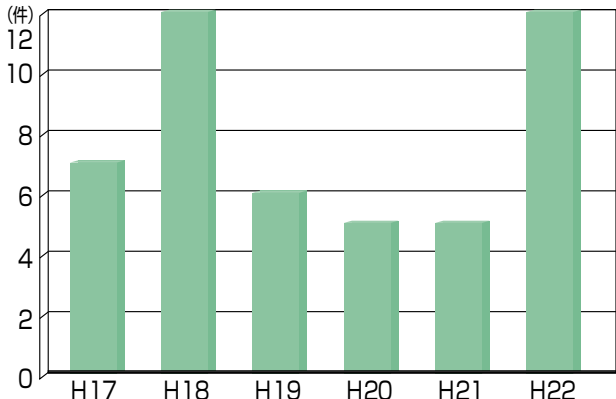
- 屋外で使用する場合は、風上から消火するようにしましょう。
- 屋内で使用する場合は、消火後に備えて、いつでも逃げられるように避難口を確保しましょう。
- 炎の上から消火薬剤をかけても効果はありませんので、火元に向けて放射してください。

○消火薬剤はホースやノズルを左右にゆつくりと掃くようかけると効果的です。

○炎が天井まで広がったら消火器による消火は不可能です。すぐに避難してください。



《住宅用消火器の使用方法》	
1 黄色い安全栓を引き抜きます。	
2 ホースかノズルを火元に向けます。火元から2～3メートル離れた所まで近づきます。	
3 レバーを強く握り薬剤を放射します。	
○消火を確認します。一度消えたと思っても再発火する可能性があるため、最後まで放射してください。	



《消火器の管理方法》

いざというときに有効に使用できるように消火器を適正な場所に設置し、管理点検をしてください。

○水がかかる場所、湿気が多い場所には設置しない。

○雨風にさらされる場所、直射日光のあたる場所、温度変化の大きい場所には設置しない。(屋外に設置する場合は専用のボックスに収納する)

○日頃から腐食・破損等がないか点検する。

2010年1月1日から、 消火器のリサイクルシステムが はじまっています

消火器にも寿命があります。古くなった消火器は、いざという時に使えないなど、事故につながる場合があります。廃棄の際は、特定窓口(消火器販売店、指定取引場所(メーカー営業所、収集運搬業者等)などの、リサイクル窓口へお持ちください。2010年1月以降に製造されている消火器は、消火器リサイクルシール付きで販売されています。消火器リサイクルシールのついた消火器は、廃棄に必要な費用が製品価格に反映されています。詳しくは「消火器リサイクル推進センター」ホームページをご覧ください。

悪質な消火器の訪問販売や 点検に注意しましょう

「消防署の方から来た」「一般家庭にも設置義務がある」などと偽ったり、出入り業者または契約業者を装って不当な価格で消火器の訪問販売や点検をしたりする業者がいます。注意してください。

「住宅用火災警報器」の設置 義務化が始まっています!

住宅用火災警報器の設置が義務化されています。住宅火災の死者数の半数以上が逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器の設置は火災を早期発見でき、命を守ることにつながります。まだ設置していない人は早急に設置し、火災から大切な生命、財産を守りましょう。

消防本部では、11月中旬に住宅用火災警報器の設置状況について戸別訪問によるアンケート調査の実施を予定していますので、ご協力お願いいたします。

問合せ 消防本部 ☎ 876-0119
内線 323



2011防火ポスター コンクール審査結果

町内の小学校4年生を対象に防火ポスターを募集したところ、239点の応募がありました。これらの応募作品について、審査会による審査の結果、10作品が選ばれました。入賞者は次のとおりです。

【最優秀賞(町長賞)】

一色小学校 武内志賢さん



【最優秀賞(議長賞)】

葉山小学校 松本京子さん



【優秀賞(消防長賞)】

長柄小学校 薄井 蓮さん
葉山小学校 牧野内悠人さん
葉山小学校 曲田風沙さん

【優良賞(危険物安全協会会長賞)】

葉山小学校 加藤大地さん
葉山小学校 須田裕夢さん
一色小学校 本郷 桃さん
葉山小学校 佐々木寛英さん
葉山小学校 堀田零士さん

作品の展示

応募された作品は11月7日(月)から24日(木)の間、保育園・教育総合センターの広場に展示します。

問合せ

消防本部 ☎ 876-0119
内線 322

11月9日は 『119番の日』

皆さんの正確な通報が迅速・的確な活動につながります。いざという時に備え、電話機の近くに自宅所在地の説明方法等を書いたメモを貼っておくと便利です。また、携帯電話での通報は近隣の消防本部に繋がることがありますが、葉山町消防本部に転送されますので、切らずに落ち着いて指令員の指示に従ってください。

消防署では、火災・救助・警戒等の出場時、災害案内(☎875-4000)をしています。医療機関の診療日・診療時間の問合せは消防本部まで。

問合せ 消防本部 ☎ 876-0119

葉山町防災係からのお知らせ

●津波防災の日

東日本大震災では、各地で甚大な被害を受けています。消防庁の集計によると、10月11日17時現在、死者1万6,019人、行方不明者3,805人とされています。これらの方々の多くは、津波被害によるものです。

こうした状況を踏まえて、6月24日に「津波対策の推進に関する法律」が公布され、同日付けで施行されました。この法律の中で、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めてもらうことを目的として、11月5日が「津波防災の日」と定められました。

1854年11月5日は、「安政南海地震」が発生し、この地震に起因する津波により、甚大な被害を受けた日とされています。また、この時の実際の津波避難事例をモデルとした「稲村の火」という物語が作成されています。(P5参照) 主人公が、津波の襲来を予想し、村人を高台へ導き救ったという内容です。

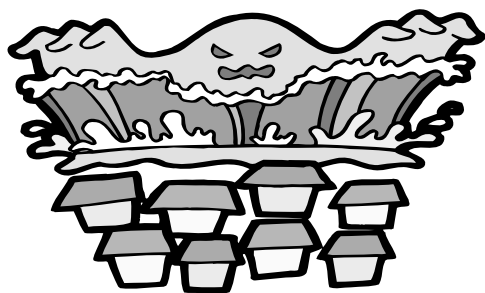
皆さん一人一人が、津波避難意識を高めることは非常に重要です。

地震を覚知したときは、テレビやラジオ等の情報に留意し、「津波注意報」または「津波警報」が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高所に避難してください。

●海拔ラインマップ

今年9月下旬から配布を開始した「防災マップ」に記載しています。海拔6m・10m・20mの3つのラインに色分けしているものです。町ホームページからもダウンロードが可能です。

問合せ 総務課 ☎内線561



鎌倉税務署からのお知らせ

11月11日(金)～11月17日(木)

「税を考える週間」です。

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」、税に関する情報は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) へ。

「税理士会による」税の無料相談会

【予約不要】

日時 11月15日(火)、16日(水)

10時～16時

場所 逗子市役所1階市民ホール

【予約制】

日時 11月15日(火)10時～16時

(以後、毎月第二火曜日)

場所 税理士会鎌倉支部事務局

問合せ 東京地方税理士会鎌倉支部 ☎0467-2515220

個人事業者向けの

青色決算説明会・消費税等説明会

所得税の青色申告決算書の作成、消費税等の各種届出・申告方法、電子申告・納税システム(e-Tax)、年末調整の仕方等について説明します。会場では年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配布します。

日時 12月6日(火) 14時～16時30分

場所 葉山町商工会2階会議室

※駐車場の用意はありません。

問合せ ☎0467-2215591 (代表)

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第1部門

指導担当 ☎内線412

年末調整説明会

各種書類の配布、年末調整の仕方、法定調書・給与支払報告書等の作成と提出方法を説明します。

日時 11月10日(木)13時30分～16時

場所 葉山町役場4階大会議室

問合せ 鎌倉税務署源泉所得税担当

便利な国税電子申告・

納税システムのe-Taxについて

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。本人の電子署名と電子証明書を添付し、e-Taxを利用して、平成23年分の所得税の確定申告をすると、所得税額から最高4千円の控除を受けられます。(平成22年分以前の確定申告でこの控除の適用を受けた人は受けられません)

医療費の領収書や源泉徴収票等については、記載内容を入力して送信するだけで、提出や提示を省略できます。(ただし、確定申告期限から3年間は、添付書類の提出や提示を求められることがあります)

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.go.jp>

●稲むらの火

「これは、ただ事でない」

とつぶやきながら、五兵衛は家から出て来た。今の地震は、別に烈しいといふ程のものではなかった。しかし、長いゆったりとしたゆれ方と、うなるような地鳴りとは、老いた五兵衛に、今まで経験したことのない無気味なものであった。

五兵衛は、自分の家の庭から、心配げに下の村を見下した。村では、豊年を祝う宵祭の支度で心を取られて、さっきの地震には一向気がつかないものようである。

村から海へ移した五兵衛の目は、たちまちそこに吸付けられてしまった。風とは反対に波が沖へ沖へと動いて、見る見る海岸には、広い砂原や黒い岩底が現われて来た。

「大変だ。津波がやって来るに違いない」と、五兵衛は思った。このままにしておいたら、四百の命が、村もろ共一の方にやられてしまう。もう一刻も猶予は出来ない。

「よし」

と叫んで、家にかけて込んだ五兵衛は、大きな松明を持って飛出して来た。そこには、取り入れるばかりになっていくたくさんの稲束が積んである。

「もったいないが、これで村中の命が救えるのだ」

と、五兵衛は、いきなりその稲むらの一つに火を移した。風にあおられて、火の手がぱっと上った。一つ又一つ、五兵衛は夢中で走った。こうして、自分の田のすべての稲むらに火をつけてしまうと、松明を捨てた。まるで失神したように、彼はそこに突立ったまま、沖の方を眺めていた。

日はすでに没して、あたりがだんだん薄暗くなって来た。稲むらの火は天をこがした。山寺では、この火を見て早鐘をつき出した。



その時、五兵衛は力一ぱいの声で叫んだ。

「見ろ。やって来たぞ」

たそがれの薄明かりをすかして、五兵衛の指さす方を一同は見た。遠く海の端に、細い、暗い、一筋の線が見えた。その線は見る見る太くなった。広くなった。非常な速さで押し寄せて来た。

「津波だ」

と、誰かが叫んだ。海水が、絶壁のように目の前に迫ったと思うと、山がのしかかって来たような重さと、百雷の一時に落ちたようなとどろきとをもつて、陸にぶつかった。人々は、我を忘れて後へ飛びのいた。雲のように山手へ突進して来た水煙の外は、一時何物も見えなかった。

人々は、自分等の村の上を荒れ狂って通る白い恐ろしい海を見た。二度三度、村の上を海は進み又退いた。

高台では、しばらく何の話し声もなかった。一同は、波にめぐり取られてあとかたもなくなった村を、ただあきれて見下していた。

稲むらの火は、風にあおられて又燃え上り、夕やみに包まれたあたりを明るくした。始めて我に返った村人は、この火によって救われたのだと気がつくくと、無言のまま五兵衛の前にひざまづいてしまった。



「火事だ。莊屋さんの家だ」と、村の若い者は、急いで山手へかけ出した。続いて、老人も、女も、子供も、若者の後を追うようにかけ出した。

高台から見下している五兵衛の目には、それが蟻の歩みのように、もどかしく思われた。やっと二十人程の若者が、かけ上って来た。彼等は、すぐ火を消しにかかろうとする。五兵衛は大いに言った。

「うっちゃっておけ。——大変だ。村中の人に来てもらうんだ」

村中の人々は、追々集まって来た。五兵衛は、後から後から上って来る老幼男女を一人一人数えた。集まって来た人々は、燃えている稲むらと五兵衛の顔を、代る代る見くらべた。